個人情報ファイル簿目録(1,000人以上)

	部門	所属名	名称	提案募集
1	警務部	広報県民課	相談等業務情報ファイル	―
2		監察課	留置情報ファイル	―
3		会計課	拾得物件情報ファイル	該当
4		会計課	遺失届情報ファイル	該当
5	生活安全部	生活安全企画課	保護情報管理ファイル	―
6		生活安全企画課	自転車防犯登録ファイル	―
7		生活安全企画課	捜査の過程で押収した名簿登載者ファイル	―
8		生活安全企画課	青色防犯パトロール管理ファイル	該当
9		生活安全企画課	警備業資格者等ファイル	該当
10		生活安全企画課	古物商等管理ファイル	―
11		生活安全企画課	風俗営業等管理ファイル	該当
12		地域課	巡回連絡カードに関するファイル	―
13		通信指令課	110番通報の受理に関するファイル	―
14	刑事部	組織犯罪対策課	不当要求防止責任者管理ファイル	該当
15	交通部	交通企画課	安全運転管理者等管理ファイル	該当
16		交通企画課	交通事故統計ファイル	該当
17		交通規制課	自動車保管場所管理ファイル	―
18		交通規制課	制限外許可(制限外積載、設備外積載、荷台乗車)申請者ファイル	―
19		交通規制課	道路使用許可申請者ファイル	―
20		交通規制課	通行禁止道路通行許可申請者ファイル	―
21		交通規制課	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル	―
22		交通規制課	緊急通行車両等管理ファイル	―
23		交通規制課	駐車許可証管理ファイル	―
24		運転免許課	運転者管理ファイル	該当

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	相談等業務情報ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部広報県民課	
個人情報ファイルの利用目的	佐賀県警察において受理した相談等に関する情報を集約し、共有・活用することにより、適正な相談等業務の遂行及び犯罪等による被害の未然防止を図ることを目的とする。	
記録項目	１受理情報（管理番号、受理番号、受理所属、受理端緒、受理窓口、受理日時、対応時間）、２受理者・入力者（所属（課・係を含む。）、階級・職、氏名等）、３申出内容（件名、申出種別、申出の要旨等）、４申出者（氏名、生年月日、年齢、性別、国籍、職業、勤務先、住所、連絡先、メールアドレス等）、５関係者情報（申出者との関係、氏名、生年月日、年齢、性別、国籍、職業、勤務先、住所、連絡先、メールアドレス等）、６措置情報（措置区分、措置内容、処理部門、措置者（所属（課・係を含む。）、階級・職、氏名等）、引継先、情報提供先等）７申出人からの確認事項	
記録範囲	相談等事案に係る受理者、入力者、申出者、関係者及び措置者	
記録情報の収集方法	相談等受理・対応	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル ☐有　☑無	☐法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	

行政機関等匿加名工情報の概要	ー
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー
備考	

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	留置情報ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部留置管理課	
個人情報ファイルの利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。	
記録項目	１犯歴番号、２氏名、３生年月日、４性別、５事件処理署、６検挙年月日、７指紋作成番号、８留置日時、９留置番号、10 処理部門、11 特異動向、12 疾病等、13 文字情報	
記録範囲	特異動向又は疾病等を有する被留置者	
記録情報の収集方法	留置施設からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿加名工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、 鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、 武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1拾得区分、2受理番号、3受理方法、4受理日時、5受理警察署、6受理交番等、7公告の有無、8公告年月日、9取扱職員、10拾得日時、11拾得場所、12拾得者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、13届出者続柄、14届出者氏名、15拾得者権利区分、16拾得者氏名等告知同意区分、17施設占有者整理番号、18施設占有者名称・所在地・連絡先、19施設占有者交付受理日時、20施設占有者権利区分、21施設占有者氏名等告知同意区分、22警察からの返還連絡、23物件（現金・物品）、24保管場所区分、25特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、26移送先警察署、27移送年月日、28保管委託年月日、29保管委託先氏名（名称）・住所・連絡先、30鑑査依頼年月日、31埋蔵文化財認定年月日、32任意提出年月日、33還付年月日、34遺失者連絡状況、35遺失者判明年月日、36遺失者連絡日時、37遺失者連絡方法、38遺失届受理番号、39遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、40払出区分、41払出年月日、42払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先	
記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）	
記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続き	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀県佐賀市松原一丁目1番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	―	
個人情報ファイルの種別	☒法第 60 条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　　☒無	□法第 60 条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	**該当**
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番16号
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番16号
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー
備考	

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、 鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、 武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1受理番号、2受理方法、3受理日時、4受理警察署、5受理交番等、6取扱職員、7遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、8届出者続柄、9届出者氏名、10遺失日時、11遺失場所、12物件（現金・物品）、13遺失者連絡状況、14遺失者連絡日時、15遺失者連絡方法、16処理結果	
記録範囲	遺失者（届出者）	
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀県佐賀市松原一丁目1番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	―	
個人情報ファイルの種別	☒法第 60 条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第7項に該当するファイル □有　☒無	□法第 60 条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目1番 16 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目1番 16 号	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	

備考	

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	保護情報管理ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	警察官職務執行法に基づく保護等取扱い時の速やかな被保護者の引渡し及び適切な関係機関への通報等に資することを目的とする。	
記録項目	１事案番号、２取扱担当者、３被保護者の本籍、住居、職業、氏名、生年月日、性別、電話番号、人相、着衣、特徴等、認知症の疑いの有無、４保護の根拠及び種別、５発見日時、６発見場所、７発見の端緒、８発見時の状況及び保護を必要と認めた理由、９保護期間、保護の場所、保護室利用期間、保管金品、引渡・引継・解除、10 保護の延長、11 診療、12 給食、13 身体、被服等の異常・損傷の状況、14 特異動静、15 簡易裁判書通、16 通報、17 備考	
記録範囲	被保護者、警察官通報対象者、引取者（引継先担当者）	
記録情報の収集方法	保護事案、警察官通報事案の取扱い	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁及び警察署並びに簡易裁判所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ	－	

る期間	
備考	

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するために利用することを目的とする。	
記録項目	１防犯登録番号、２登録年月日、３車体番号、４メーカー、５車種、６塗色、７氏名、８住所、９電話番号、10 販売店、11 販売店電話番号	
記録範囲	自転車防犯登録を受けた者	
記録情報の収集方法	公益財団法人佐賀県防犯協会からの電磁的記録の提供により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部並びに警察署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　　☑無	□法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	捜査の過程で押収した名簿登載者ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の捜査の過程で押収した名簿に登載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うことにより、これらの犯罪被害の防止に資することを目的とする。	
記録項目	１案件年、２案件種別、３案件番号、４資料名、５住所、６氏名、７電話番号	
記録範囲	捜査の過程で押収した名簿に登載されている者	
記録情報の収集方法	警察庁からの提供により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　　☑無	□法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	青色防犯パトロール管理ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	青色回転灯を装備した車両を用いた自主防犯パトロールの証明事務に資することを目的とする。	
記録項目	１団体名、２代表者、３団体区分、４証明書番号、５運用開始日、 ６自治体、７管轄署、８車両台数、９車両区分、10 実施者数、 11 所属団体名、12 実施者証番号、13 実施者名、14 新規登録日	
記録範囲	青色回転灯等装備車両で自主防犯パトロールを実施する者	
記録情報の収集方法	パトロール実施者又は団体の代表者からの申請書等の提出により収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　　☑無	□法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）に関する事務の適正な遂行の確保に資することを目的とする。	
記録項目	１資格、２業種等、３資格者証等の区分、４交付公安委員会、５資格者証等番号、６受理警察署、７氏名、８性別、９生年月日、10 本（国）籍、11 交付年月日、12 書換年月日、13 返納年月日、14 行政処分の登録警察本部、15 住所、16 処分年月日、17 処分事由、18 処分結果	
記録範囲	警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の資格者証被交付者、警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者及び警備員等の検定合格証被交付者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る７及び 10 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第 22 条第５項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る７及び 10 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第 42 条第３項において準用する同法第 22 条第５項による。検定合格証明書の交付を受けたものに係る７及び 15 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については警備員等の検定に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 15 条第１項による。	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル ☐有　☑無	☐法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情	－	

報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー
備考	

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）、質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和７年法律第 75 号）に関する事務の適正な遂行の確保に資することを目的とする。
記録項目	第１古物商及び古物市場主 １受理年月日、２受理警察署、３許可証番号、４許可年月日、５許可の種類、６被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本（国）籍、７行商をしようとする者であるかどうかの別、８取引にＨＰを用いるかどうかの別、９ホームページ URL、10 主として取り扱おうとする古物の種類、11 記事（別項目の入力内容の補足説明）、12 代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、13 営業所・古物市場の所轄警察署、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、14 管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、15 再交付日、16 再交付理由、17 変更年月日、18 変更区分、19 返納理由の発生年月日、20 返納理由、21 競り売りの形態、22 競り売り日時、23 競り売り開催場所、24 競り売り開催場所を管轄する警察署、25 自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、26 買受けの申し込みを受ける通信手段の種類、27 競り売りの届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）、28 仮設店舗の日時、29 仮設店舗設置場所、30 仮設店舗設置場所を管轄する警察署、31 仮設店舗営業の届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明） 第２質屋 １受理年月日、２受理警察署、３許可証番号、４許可年月日、５被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所及び本（国）籍、６営業所の名称及び所在地、７管理者等の種別、氏名、生年月日、住所及び本（国）籍、８変更年月日、９変更区分、10 廃業等届出種別、11 廃業（解散・消滅・死亡・取消）日、12 休業期間、13 再交付日 第３特定金属くず買受業 １受理年月日、２受理警察署、３届出番号等、４営業開始届出年月日、５届出者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所、電話番号及び本（国）籍、６メールアドレス、７営業所の名称、所轄警察署、所在地、電話番号、金属くずの保管場所の所在地及び営業所開設年月日、８古物商許可の有無、９古物商許可の許可証番号、10 古物商許可の許可年月日、11 記事欄、12 代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別

	項目の入力内容の補足説明)、13 変更年月日、14 変更区分、15 廃止届出年月日、16 廃止の事由	
記録範囲	古物商、古物市場主、質屋及び特定金属くず買受業	
記録情報の収集方法	申請者又は届出者からの申請及び届出その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	第１の６から 10 及び 12 から 14 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第７条第１項及び第２項及び古物営業法施行規則（平成７年国家公安委員会規則第 10 号）第５条第３項及び第６項による。 第２の５から７の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第４条第２項及び質屋営業法施行規則（昭和 25 年総理府令第 25 号）第８条第１項による。 第３の５から７及び 12 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第３条第２項及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和８年国家公安委員会規則第８号)第２条第１項第２号による。	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿加名工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号、以下「風営法」という。)に関する事務の適正な遂行の確保に資することを目的とする。
記録項目	１許可警察署、２許可年月日、３営業の種別、４法人・個人の別、５許可番号、６営業所の名称、７営業所等の所在地、８法人名、９法人の所在地、10 代表者又は経営者の氏名、11 代表者又は経営者の性別、12 代表者又は経営者の生年月日、13 代表者又は経営者の本（国）籍、14 代表者又は経営者の住所、15 管理者等の氏名、16 管理者等の性別、17 管理者等の生年月日、18 管理者等の本（国）籍、19 管理者等の住所、20 役員の氏名、21 役員の性別、22 役員の生年月日、23 役員の本（国）籍、24 役員の住所、25 広告宣伝で使用する呼称、26 客の依頼を受ける方法、27 自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、28 自動公衆送信設置者の住所、29 電気通信設備の設置場所、30 認定番号、31 開始届出番号、32 届出確認書等の書面の種別、33 届出確認書等の交付年月日、34 届出確認書等の交付番号、35 客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、36 受付所・待機所の別、37 映像伝達用設備を識別するための電話番号等
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者並びに性風俗関連特殊営業及び深夜種類提供飲食店営業の開始届出を提出した者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る６、８から 10 まで、14、15、19、20 及び 24 の訂正は、風営法第９条第３項（同法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第１号、以下「規則」という。）第 20 条第２項及び第３項並びに第 88 条第２項及び第３項による。風営法第 27 条第１項の届出所を提出した者に係る６，８から 10 まで、14、15 及び 19 の訂正は、同条第２項及び規則第 42 条第２項による。風営法第第 31 条の２第１項の届出書を提出した者に係る７から 10 まで、14、25、26、36 及び 37 の訂正は、同条第２項及び規則第 53 条による。風営法第 31 条の７第１項の

	届出書を提出した者に係る７から 10 まで、14、25 から 28 まで及び 37 の訂正は、同条第２項及び規則 59 条による。風営法第 31 条の 12 第１項の届出書を提出した者に係る６，８から 10 まで、14、15、19 及び 27 の訂正は、同条第２項及び規則第 64 条による。風営法第 31 条の 17 第１項の届出書を提出した者に係る７から 10 まで、14、25 及び 27 の訂正は、同条第２項及び規則第 70 条による。風営法第 33 条第１項の届出書を提出した者に係る６、８から 10 まで及び 14 の訂正は、同条第２項及び規則第 104 条による。	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
行政機関等匿加名工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	１　佐賀南警察署（佐嘉神社角交番、本庄交番、下田交番、犬井道交番、諸富交番、西与賀駐在所、嘉瀬駐在所、十五駐在所、東与賀駐在所、横江駐在所、久保田駐在所、蓮池駐在所、北川副駐在所、早津江駐在所、大詫間駐在所） ２　佐賀北警察署（佐賀駅前交番、兵庫交番、日の出交番、鍋島交番、大和交番、北山駐在所、古湯駐在所、三瀬駐在所、富士南駐在所、松梅駐在所、金立駐在所、川久保駐在所） ３　神埼警察署（署所在地、三田川交番、背振駐在所、仁比山駐在所、東脊振駐在所、原の町駐在所、詫田駐在所、﨑村駐在所） ４　鳥栖警察署（基山交番、東尾交番、鳥栖駅前交番、曽根崎交番、田代交番、鳥栖西交番、平田駐在所、村田駐在所、儀徳駐在所、中原駐在所、坊所駐在所、持丸駐在所、三根駐在所） ５　小城警察署（署所在地、晴田交番、牛津交番、大地町駐在所、五条駐在所、芦刈駐在所、多久幹部派出所、東多久駐在所、納所駐在所、南多久駐在所、多久駐在所、西多久駐在所） ６　唐津警察署（浜崎交番、和多田交番、中央交番、鏡交番、佐志交番、徳須恵駐在所、川原橋駐在所、七山駐在所、入野駐在所、高串駐在所、切木駐在所、相知幹部派出所、大野駐在所、相知駐在所、岩屋駐在所、厳木駐在所、中島駐在所、呼子幹部派出所、湊駐在所、値賀駐在所、有浦駐在所、小川島駐在所、打上駐在所、馬渡島駐在所） ７　伊万里警察署（伊万里中央交番、立花台交番、山代駐在所、黒川駐在所、大川内駐在所、松浦駐在所、大川駐在所、南波多駐在所、波多津駐在所、瀬戸駐在所、二里駐在所、里駐在所、大久保駐在所、有田幹部派出所、上有田駐在所、曲川駐在所、大山駐在所） ８　武雄警察署（武雄温泉駅前交番、志久駐在所、橋下駐在所、大﨑駐在所、三間坂駐在所、宮野駐在所、朝日駐在所、武雄北駐在所、西川登駐在所、東川登駐在所） ９　白石警察署（署所在地、江北交番、須古駐在所、北有明駐在所、有明駐在所、福富駐在所、大町幹部派出所）

	10　鹿島警察署（鹿島中央交番、太良交番、大浦駐在所、七浦駐在所、浜駐在所、古枝駐在所、嬉野幹部派出所、五町田駐在所、塩田駐在所、久間駐在所）	
個人情報ファイルの利用目的	犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するため。	
記録項目	１氏名、２生年月日、３性別、４住所、５電話番号、６非常の場合の連絡先、７職業・勤務先・学校名等、８事業所の名称・電話番号・業種・所在地・営業時間・休日・防犯体制、９要望・連絡事項	
記録範囲	巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡先 巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡先	
記録情報の収集方法	巡回連絡	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	―	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　□無	☑法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿加名工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
備考		

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	110 番通報の受理に関するファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部通信指令課	
個人情報ファイルの利用目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため。	
記録項目	１受理番号、２事案名、３発生日時、４入電日時、５受理者 ６指令日時、７指令者、８発生場所、９通報区分、10 事案内容 11 被害者、12 通報者、13 処理結果、14 現場到着時間、15 記事	
記録範囲	110 番通報の通報者・関係者、受理者・指令者及び対応者	
記録情報の収集方法	110 番通報の受理者又は対応者による聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿加名工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
備考		

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	不当要求防止責任者管理ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	刑事部組織犯罪対策課	
個人情報ファイルの利用目的	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づいて選任された不当要求防止責任者（以下「責任者」という。）に対する講習を実施するため。	
記録項目	１届出年月日、２責任者の氏名、３責任者の生年月日、４責任者の役職名、５事業所又は責任者の連絡先、６事業所の名称、７事業所の所在地、８業種、９責任者の選任年月日、10 責任者講習受講日	
記録範囲	事業所から責任者として選任された者	
記録情報の収集方法	事業所又は本人からの届出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
行政機関等匿加名工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
備考		

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	安全運転管理者等管理ファイル	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通企画課	
個人情報ファイルの利用目的	安全運転管理者等に関する業務管理の適正化及び効率化のため	
記録項目	１台帳番号、２事業所名、３事業所所在地、４事業所代表者、５届出者名称、６届出者住所、７届出者電話番号、８選任年月日、９解任年月日、10 解任理由、11 管理者氏名、12 管理者の住所、13 管理者の生年月日、14 管理者の年齢、15 管理者の役職(地位)、16 管理者の資格要件、17 保有車両台数、18 運転者数	
記録範囲	安全運転管理者、副安全運転管理者等	
記録情報の収集方法	安全運転管理者等選任事業所からの届出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	安全運転管理者等法定講習業務委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
行政機関等匿加名工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	交通事故統計ファイル
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通企画課
個人情報ファイルの利用目的	集約した交通事故情報を基に統計情報を作成し、多角的な要因分析を行うことで、効果的な交通事故防止対策を図るため。
記録項目	１都道府県警察署等コード、２本票番号、３原票作成年、４原票作成月、５原票作成日、６事故内容、７死者数、８重傷者数、９軽傷者数、10 乗車人員（第１当事者、第２当事者）、11 路線コード、12 地点コード、13 交差点コード、14 市区町村コード、15 旧市区町村コード、16 計上日、17 発生日時、18 昼夜、19 天候、20 校区コード、21 地形、22 路面状態、23 道路形状、24 信号機、25 一時停止規制（第１当事者、第２当事者）、26 車道幅員、27 道路線形、28 衝突地点、29 ゾーン規制、30 中央分離帯施設等、31 歩車道区分、32 事故類型、33 特殊事故（第１当事者、第２当事者）、34 街灯の有無、35 性別（第１当事者、第２当事者）、36 年齢（第１当事者、第２当事者）、37 国籍・地域別コード（第１当事者、第２当事者）、38 居住地コード（第１当事者、第２当事者）、39 旧居住地コード（第１当事者、第２当事者）、40 職業コード（第１当事者、第２当事者）、41 学校コード（第１当事者、第２当事者）、42 免許証番号（第１当事者、第２当事者）、43 運転資格（第１当事者、第２当事者）、44 事故車種の運転免許経過年数（第１当事者、第２当事者）、45 当事者種別（第１当事者、第２当事者）、46 車両番号（第１当事者、第２当事者）、47 用途別（第１当事者、第２当事者）、48 車両形状等（第１当事者、第２当事者）、49 オートマチック車（第１当事者、第２当事者）、50 サポカー（第１当事者、第２当事者）、51 通行目的（第１当事者、第２当事者）、52 選任事業所等（第１当事者、第２当事者）、53 ライト点灯状況（第１当事者、第２当事者）、54 タイヤ等の状況（第１当事者、第２当事者）、55 反射材等使用状況（第１当事者、第２当事者）、56 速度規制指定のみ（第１当事者、第２当事者）、57 初心運転者標識（第１当事者、第２当事者）、58 高齢運転者標識（第１当事者、第２当事者）、59 危険認知速度（第１当事者、第２当事者）、60 飲酒状況（第１当事者、第２当事者）、61 飲酒場所（第１当事者、第２当事者）、62 飲酒の理由（第１当事者、第２当事者）、63 飲酒後の経過時間（第１当事者、第２当事者）、64 飲酒運転の理由（第１当事者、第２当事者）、65 携帯電話等の使用状況（第１当事者、第２当事者）、66 カーナビ等の使用状況（第１当事者、第２当事者）、67 自動運行装置の使用状況（第１当事者、第２当事者）、68 法令違反コード（第１当事者、第２当事者）、69 事故要因区分コード（人的要因（第１当事者、第２当事者）、車両的要因（第１当事者、第２当事者）、環境的要因（第１当事者、第２当事者））70 行動類型（第１当事者、第２当事者）、71 当事者の進行方向（第１当事者、第２当事者）、72 車両の衝突部位（第１当事者、第２当事者）、73 車両の損壊程度

	（第１当事者、第２当事者）、74 自体防護（第１当事者、第２当事者）、75 プロテクターの装着（第１当事者、第２当事者）、76 エアバッグの装備（第１当事者、第２当事者）、77 サイドエアバッグの装備（第１当事者、第２当事者）、78 人身損傷程度（第１当事者、第２当事者）、79 人身損傷主部位（第１当事者、第２当事者）、80 損傷主部位の状態（第１当事者、第２当事者）、81 人身加害部位（第１当事者、第２当事者）、82 自宅からの距離（第１当事者、第２当事者）、83 着衣の色（第１当事者、第２当事者）、84 地点 緯度（北緯）、85 地点 経度（東経）、86 予備項目、87 性別（第３当事者以下）、88 年齢（第３当事者以下）、89 国籍・地域別コード（第３当事者以下）、90 居住地コード（第３当事者以下）、91 旧居住地コード（第３当事者以下）、92 職業コード（第３当事者以下）、93 当事者種別（第３当事者以下）、94 用途別（第３当事者以下）、95 学校コード（第３当事者以下）、96 車両形状等（第３当事者以下）、97 乗車別（第３当事者以下）、98 乗車等の区分（第３当事者以下）、99 サポカー（第３当事者以下）、100 通行目的（第３当事者以下）、101 自動運行装置の使用状況（第３当事者以下）、102 自体防護（第３当事者以下）、103 エアバッグの装備（第３当事者以下）、104 サイドエアバッグの装備（第３当事者以下）、105 人身損傷程度（第３当事者以下）、106 人身損傷主部位（第３当事者以下）、107 損傷主部位の状態（第３当事者以下）、108 人身加害部位（第３当事者以下）、109 免許証番号（第３当事者以下）、110 運転資格（第３当事者以下）、111 事故車種の運転免許経過年数（第３当事者以下）、112 車両番号（第３当事者以下）、113 ライト点灯状況（第３当事者以下）、114 危険認知速度（第３当事者以下）、115 行動類型（第３当事者以下）、116 反射材等使用状況（第３当事者以下）、117 当事者の進行方向（第３当事者以下）、118 車両の衝突部位（第３当事者以下）、119 車両の損壊程度（第３当事者以下）、120 自宅からの距離（第３当事者以下）、121 予備項目（第３当事者以下）122 高速道路__発生地点、123 高速道路__道路管理者区分、124 高速道路__道路区分、125 高速道路__曲線半径、126 高速道路__縦断勾配、127 高速道路__トンネル番号、128 高速道路__特殊事故、129 高速道路__当事車両台数、130 高速道路__行動類型（第１当事者、第２当事者）、131 高速道路__事故類型、132 高速道路__車両単独事故の対象物、133 高速道路__臨時速度規制の有無、134 高速道路__速度規制（臨時のみ）、135 高速道路__停止表示器材表示の有無、136 高速道路__交通障害、137 高速道路__高速道路走行距離（第１当事者、第２当事者）、138 高速道路__速度抑制装置装着状況（第１当事者、第２当事者）、139 高速道路__予備項目（第１当事者、第２当事者）
記録範囲	道路交通法第２条第１項第１号に規定する道路上において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故の当事者
記録情報の収集方法	交通事故当事者等からの聴取
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
行政機関等匿加名工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	自動車保管場所管理ファイル(11 ファイル)	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	自動車保管場所証明等の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 受理年月日、3 車名、4 型式、5 車台番号、6 長さ・幅・高さ、7 使用の本拠の位置、8 保管場所の位置、9 申請年月日、10 申請者住所、11 申請者氏名、12 申請者電話番号、13 受理番号、14 証明年月日、15 保管場所収容情報、16 申請区分、17 申請車両の登録番号、18 前車の車台番号、19 代理人氏名、20 代理人電話番号、21 変更前の保管場所の位置、22 保管場所(駐車場)の管理者・所有者の情報、23 駐車場名称	
記録範囲	自動車の保管場所の確保等に関する法律に定める申請者、届出者、申請者等から委任を受けた代理人、駐車場所有者	
記録情報の収集方法	申請者又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請書の受付、自動車保管場所届出等の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	保管場所調査・入力業務委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル ☑有　　□無	□法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿加名工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	制限外許可(制限外積載、設備外積載、荷台乗車)申請者ファイル (10 ファイル)	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	制限外許可(制限外積載、設備外積載、荷台乗車)申請手続の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請区分、4 申請者住所、5 申請者氏名、6 申請者の免許の種類、7 免許証番号又は免許情報記録の番号、8 車両の種類、9 番号標に表示されている番号、10 車両の諸元、11 運搬品名、12 制限をこえる大きさ又は重量、13 制限をこえる積載の方法、14 設備外積載の場所、15 荷台に乗せる人員、16 運転の期間、17 運転経路、18 許可番号、19 許可条件、20 許可年月日	
記録範囲	制限外許可の申請者	
記録情報の収集方法	申請者（代理人）からの制限外許可申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　□無	☑法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿加名工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	

備考	

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	道路使用許可申請者ファイル(11 ファイル)	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部高速道路交通警察隊、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	道路使用許可申請手続の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請(受理)年月日、3 申請者住所、4 申請者氏名、5 道路使用の目的、6 場所又は区間、7 期間、8 方法又は形態、9 添付書類、10 現場責任者住所、11 現場責任者氏名、12 現場責任者電話番号、13 許可証番号、14 許可条件、15 許可年月日、16 記載事項変更の届出年月日、17 変更の内容、18 変更の理由、19 再交付の申請年月日、20 再交付申請の理由、	
記録範囲	道路使用許可の申請者及び現場責任者	
記録情報の収集方法	申請者からの道路使用許可申請書、記載事項変更届、再交付申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	佐賀県交通安全活動推進センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　□無	☑法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿加名工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	通行禁止道路通行許可申請者ファイル(10 ファイル)	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	通行禁止道路通行許可申請事務の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請(受理)年月日、3 申請者住所、4 申請者氏名、5 主たる運転者住所、6 主たる運転者氏名、7 車両の種類、8 番号標に表示されている番号、9 運転の期間、10 通行しようとする通行禁止道路の区間、11 やむをえない理由、12 許可証番号、13 許可条件、14 許可年月日	
記録範囲	通行禁止道路通行許可の申請者及び運転者	
記録情報の収集方法	申請者からの通行禁止道路通行許可申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　□無	☑法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿加名工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル(11 ファイル)	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	駐車禁止除外指定車標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	１申請(受理)年月日、2 申請者住所（所在地）、3 申請者氏名（名称）、4 電話番号・その他連絡先、5 標章の名称、6 番号標に表示されている番号、7 許可を受けようとする期間、8 許可を受けようとする期間、9 申請の理由、10 標章番号、11 標章交付年月日、13 返納標章番号、14 記載事項変更の届出年月日、15 変更の内容、16 変更の理由、17 再交付の申請年月日、18 再交付申請の理由	
記録範囲	駐車禁止除外指定車標章交付の申請者	
記録情報の収集方法	申請者からの除外標章交付申請書、再交付申請書、記載事項変更届の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　□無	☑法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿加名工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	

備考	

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	緊急通行車両等管理ファイル(11 ファイル)	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	災害対策基本法等に定める緊急通行車両等及び交通規制の対象から除外する車両(規制除外車両)の申請手続等の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 申出（届出）年月日、2 申出（届出）者住所、3 申出者（届出者）氏名、4 番号票に表示されている番号、5 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)、6 活動地域、7 車両の使用者の住所・電話番号、8 車両の使用者の氏名又は名称、9 緊急連絡先の住所・電話番号、10 緊急連絡先の氏名、11 有効期限、12 届出証明日、13 標章・証明書番号、14 交付年月日、15 変更の内容、16 変更の理由、17 再交付申出の理由	
記録範囲	緊急通行車両確認申出書、緊急輸送車両確認申出書、規制除外車両事前届出書の申出（届出）者	
記録情報の収集方法	申出（届出）者からの申出（届出）書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　□無	☑法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿加名工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	駐車許可証管理ファイル(10 ファイル)	
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	佐賀南警察署、佐賀北警察署、神埼警察署、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署	
個人情報ファイルの利用目的	駐車許可証の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請者住所（所在地）、4 申請者氏名（名称）、5 申請者電話番号、6 番号標に表示されている番号、7 許可を受けようとする日時期間、8 許可を受けようとする場所、9 申請の理由、10 許可証番号、11 許可条件、12 許可年月日、13 記載事項届出年月日、14 許可証番号、15 許可証交付年月日、16 変更の内容、17 変更の理由、18 再交付申請届出日、19 再交付申請の理由	
記録範囲	駐車許可の申請者	
記録情報の収集方法	申請者からの駐車許可申請書、再交付申請書、記載事項変更届の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	―	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　□無	☑法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿加名工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	

備考	

様式第１号（法第 75 条第１項関係）

個人情報ファイル簿（1,000 人以上）

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
行政機関等の名称	佐賀県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許課
個人情報ファイルの利用目的	運転免許証の交付及び更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１氏名、２生年月日、３性別、４本（国）籍、５住所、６免許証番号、７有効期間の末日、８交付年月日、９照会番号、10 免許年月日、11 免許の種類、12 免許の条件等、13 限定解除年月日（５ｔ限定）、14 最新併記年月日、15 特例免種状態、16 若年運転者期間、17 普通経験日数、18 違反、事故及び事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）の発生年月日時、19 事案点数、20 累積点数、21 違反名、22 違反車両、23 路線名、24 事故内容、25 事案名、26 処分年月日時、27 手配年月日、28 処分公安委員会、29 手配公安委員会、30 登録公安委員会、31 手配番号、32 処分種別、33 処分番号、34 処分日数、35 処分短縮日数、36 処分免種、37 若年特例取消免種、38 取消等該当関連情報登録年月日、39 取消等該当関連情報登録番号、40 取消等該当関連情報登録事案名、41 違反者講習済年月日、42 運転練習の方法、43 氏名等修正年月日、44 住所変更年月日、45 再交付年月日、46 最終違反年月日、47 最終事故年月日、48 最終事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）年月日、49 事件番号、50 講習区分、51 満了日直前の誕生日、52 有効期間区分、53 初心期間終了年月日、54 初心講習済年月日、55 再試験合格年月日、56 若年運転者講習済年月日、57 取消処分者等区分、58 取消処分者講習受講年月日、59 講習場所、60 講習番号、61 初心取消年月日、62 初心取消理由、63 再試験番号、64 初回更新者区分、65 特定失効等区分、66 更新申請県、67 命令種別、68 指定場所、69 指定等年月日、70 受検等年月日、71 認知機能検査年月日、72 検査場所、73 検査番号、74 検査得点、75 検査結果、76 検査種別、77 検査種類、78 高齢者講習済年月日、79 実車指導結果、80 講習分類、81 講習種別、82 講習種類、83 運転技能検査年月日、84 運転技能検査得点、85 免許の申請年月日、86 免許の申請区分、87 質問票等回答年月日、88 質問票等回答内容、89 虚偽記載判明年月日、90 虚偽記載の有無、91 運転経歴証明書番号、92 運転経歴証明書交付年月日、93 運転経歴証明書運転者区分、94 顔写真
記録範囲	１現に運転免許を受けている者 ２運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは５年７月間、違反行為等をしたものは最大 15 年６月間（ただし、平成 18 年８月 20 日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が 70 歳になるまでの間）、拒否又は６月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が 100 歳になるまでの間。 ３被取消処分者はその者の年齢が 100 歳になるまでの間。

	４死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは３年間、違反行為等をしたものは 13 年間。 ５免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後３年間。 ６無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは 13 年間（ただし、その者の年齢が 100 歳になるまでの間に限る）、拒否又は６月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が 100 歳になるまでの間。 ７運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成 24 年３月 31 日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が 120 歳になるまでの間。	
記録情報の収集方法	運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査及び運転技能検査の受検	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター佐賀県事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	－	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル □有　☑無	□法第 60 条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案募集を受ける組織の名称及び所在地	（名称）佐賀県警察本部警務部広報県民課 （所在地）〒840-8540　佐賀市松原一丁目１番 16 号	
行政機関等匿加名工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		